

高齢者インフルエンザ予防接種のご案内

インフルエンザの流行は、通常初冬から春先にみられます。普通の風邪とちがって全身症状が強く、肺炎や脳炎、心筋炎などを合併し、重症化することが多いのが特徴です。毎冬、インフルエンザが流行すると、高齢者や慢性疾患患者の死亡率が普段より高くなるといわれており、高齢者にとってはとても怖い感染症です。インフルエンザ予防接種は発病を抑える以外に、症状を軽減したり合併症を予防する効果もあります。市では予防接種費用の一部を負担しています。ぜひ、インフルエンザ予防接種を受けましょう。

■インフルエンザ予防接種を受けるには

(1)対象者

- つくばみらい市内に住民登録してある方で
- 65歳以上（接種日現在）で希望される方
- 60～64歳で、身体障害者手帳1級をお持ちの方、心臓、腎臓、呼吸器に重い病気のある方又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方

(4)接種場所

茨城県広域予防接種協力医療機関

※予防接種を受ける際は、必ず医療機関に広域予防接種協力医療機関かどうか確認してください。
広域予防接種協力医療機関でない医療機関で接種を希望される方は、事前に健康増進課までお問い合わせください。
（事前にお問い合わせなく接種を受けた場合は、全額自己負担になります。）

(2)接種期間

10月1日～平成19年1月31日まで

※茨城県外の医療機関を希望される方は、事前に健康増進課までお問い合わせください。

（対象となる方は、施設入所者および病院入院者のみとなります。）

(3)公費負担額

2千円まで（1回のみ）
※生活保護を受給されている方は、全額公費負担となります。

(5)持ち物

- ①つくばみらい市インフルエンザ予防接種予診票・インフルエンザ予防接種券（予診票の裏面になります）
- ②インフルエンザ予防接種済証
- ③個人負担免除券（生活保護受給されている方のみ）

※対象者には郵送いたします。
④健康保険証（年齢などの確認をさせていただきます。）

(6)注意事項

- 旧伊奈町で交付していた「住所地外予防接種券」はなくなりました。
- 旧谷和原村で行っていた領収書による負担金交付はなくなりました。
- インフルエンザ予防接種済証は、医療機関で必ず記入してもらい各自大切に保管してください。

◆問い合わせ先

市健康増進課

（谷和原保健福祉センター内）

☎25・2100

10月は労働保険適用促進月間です

労働保険は、労働者災害補償保険（通称・労災保険）と雇用保険を総称したもので、保険給付は両保険制度でそれぞれに行われていますが、保険料の徴収については加入事務所の利便と事務処理の効率向上を図るために、一元的に扱うこととしており、働くあなたと家族を守るための制度です。

労災保険制度とはこんな制度です

労働者が業務上の理由または通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に、被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。

雇用保険制度とはこんな制度です

労働者が失業した場合および労働者について雇用の継続が困難となる理由が生じた場合に、労働者の生活および雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。また、失業の予防、雇用構造の改善など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

◆問い合わせ先

茨城労働局

労働保険徴収室

☎029-224-6213